

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日

平成28年7月26日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社日本珈琲販売共同機構

フランチャイズ契約のご案内

株式会社日本珈琲販売共同機構

〒156-0043

東京都世田谷区松原3丁目41番16号

担当 藤岡正統

TEL03-3325-1126

FAX03-3325-1127

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL03-5777-8701

この案内は平成28年7月26日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ流通課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂く必要があります。

ぼえむチェーンへの加盟を希望される方へ
～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「ぼえむ」の名のもとに珈琲専門店のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、珈琲専門店としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、ぼえむチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からぼえむとは異なる独自の経営手法を重視され、ぼえむのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、ぼえむへの加盟をお勧めできません。

当社のぼえむチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが店舗の経営成功の鍵なのです。

店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目次

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	2		
ぼえむへの加盟を希望される方へ	3		
第Ⅰ部 日珈販とぼえむフランチャイズについて	6		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要	7	規則第10条第2号	
社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の 種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の 子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	8	〃 第10条第5号 〃 第10条第1号 〃 第10条第3号	
3. 会社組織図	9		
4. 役員一覧	10	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	10~11	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近4事業年度加盟店数の推移)	11	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加 盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店 舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加 盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店 舗数	11~12	規則第11条第6号ロ 〃 第11条第6号ハ 〃 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	12	〃 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	13		
1. 契約の名称等			
2. 売上・収益予測についての説明	13		2-(2)-4, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法、②性質、 ③お支払いいただく時期、④お支払いいただく方法、 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	13	法11条1号, 規則11条1号イ~ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金	13	規則第10条13号	3-(1)-4②
5. オープンアカウント等の与信利率	13	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあっせんする商品の種類、	13~14	法11条2号, 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7

② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について			3- (3)
7. 経営の指導に関する事項	14~15	法11 条3 号、規則11 条3 号イ~ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	15~16	法11 条4 号、規則11 条4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	16~17	法11 条5 号、規則11 条5 号イ~ハ	2-(2)7① 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①金銭の額又は算定方法、② その他徴収する金銭があれば 記入	17	規則10 条12 号、11 条7 号イ~ニ	2-(2)-7④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	17	" 第10 条第8 号	
12. テリトリー権の有無	18	" 第10 条第9 号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無	18	" 第10 条第10 号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	18	" 第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	18	" 第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事 項など	18	" 第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する保証の有無内容等	18		2-(2)-ア⑥
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	19~21		
後記2. 中小企業庁パンフレット			
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則			
後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考 え方について			

第 I 部（株）日本珈琲販売共同機構とぼえむについて

1. わが社の経営理念

経営理念

顧客のニーズに応え
顧客に満足と喜びを与えることが
店の繁栄をもたらす。

店の繁栄があり
店に商売への意欲がみなぎることが
会社に隆盛をもたらす。

だから会社は
第一に顧客のことを考え
次いで店のことを考え
最後に会社のことを考えよう。

顧客あってこそ店があり
店あってこそ会社がある。
それが会社の成長と発展の礎である。
そしてそのために勇気と決断をもって店を指導し援助しよう！！

2. 本部の概要

平成28年6月30日現在

- (1) 社名 株式会社日本珈琲販売共同機構
- (2) 所在地 〒156-0043
東京都世田谷区松原三丁目41番16号
TEL(03)3325-1126
FAX(03)3325-1127
URL <http://www.nikkahan.co.jp>
- (3) 資本金 3000万円
- (4) 設立 昭和46年12月2日
- (5) 事業内容 珈琲専門店ぽえむフランチャイズ事業および店舗経営等
- (6) 他にしている事業の種類
珈琲、紅茶及び喫茶用原材料の販売
喫茶店、飲食店の各種用品具の販売
- (7) 事業の開始 昭和46年12月15日
- (8) 主要株主 山内本子
山内豊也
山内豊有
荒井一章
- (9) 主要取引銀行 三井住友銀行下高井戸支店
昭和信用金庫下高井戸支店
- (10) 従業員数 社員11名
パート、アルバイト21名
- (11) 本部の子会社の名称及び事業の種類等
なし
- (12) 所属団体 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 正会員
一般社団法人日本フードサービス協会 正会員

沿革

昭和41年	ぼえむ阿佐谷店を東京都杉並区阿佐谷に創業（昭和63年に閉店）
昭和45年	ぼえむ下高井戸店を東京都世田谷区赤堤に開店
昭和46年	日本の珈琲専門店のフランチャイズチェーン本部として、株式会社日本珈琲販売共同機構（資本金50万円）を設立「ぼえむ」の店名でチェーン展開開始。
昭和46年	フランチャイジー1号店を東京都杉並区永福に開店。（昭和51年まで営業）
昭和48年	小資本で開店できる「プチぼえむ」の加盟募集を開始。
	珈琲専門店の調理機能の合理化のため厨房設備を開発。
	本社を明大前（世田谷区松原）へ移転。
	パブぼえむを阿佐谷店2階に開店。
昭和54年	ペーパーフィルター式コーヒードリッパー「コーヒー博士」を三洋産業と共同開発。
昭和55年	渋谷スペイン坂に大型店「珈琲共和国」を開店。（平成13年に閉店）
昭和57年	渋谷東急本店通りのビル7階に「可否三昧」を開店。（平成元年に閉店）
昭和61年	代表取締役社長 山内豊之の急逝により、代表取締役社長に山内本子就任。
昭和63年	本社を杉並区永福町に移転。
平成5年	本社を世田谷区松原に移転。
平成7年	エスプレッソマシンを使ったメニューを導入。
平成8年	代表取締役会長に山内本子就任。取締役社長に山内豊也就任。
平成12年	西麻布に直営店「ル・カフェ・ド・ぼえむ西麻布店」を開店。（平成17年に閉店）
平成19年	沖縄県島尻郡八重瀬町に沖縄研修センターを開設。
平成20年	配送センターを焙煎工場内に移転。焙煎2日目～3日目のコーヒーを全店舗に配送可能となる。
平成22年	土佐和紙を使ったオリジナルフィルターと専用ドリッパーを(有)高岡丑製紙研究所と(株)カリタの協力のもと開発・発売 (実用新案第3152700号)
平成28年	現在直営店3店、FC店23店首都圏を中心に展開。

3. 会社組織図

平成28年7月10日現在



4. 役員一覧

平成28年6月30日

取締役会長 松下 誠二
 代表取締役社長 山内 豊也
 専務取締役 藤岡 正統
 取締役 高橋 広将
 取締役 渡辺 健二
 監査役 山内 本子

5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表（単位：千円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
流動資産	26,611	27,161	25,865
固定資産	20,544	19,448	18,740
有形固定資産	3,888	3,253	2,551
無形固定資産	747	747	747
投資等	15,909	15,447	15,442
繰延資産			
資産合計	47,156	46,609	44,606
流動負債	22,497	20,751	20,986
固定負債	84,520	83,394	80,928
負債合計	107,017	104,144	101,915
資本金	30,000	30,000	30,000
法定準備金	200	200	200
欠損金	89,861	87,735	87,509
資本合計	△59,861	△57,353	△57,309
負債・資本合計	47,156	46,609	44,605

損益計算書（単位：千円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
売上高	145,326	141,936	150,204
売上原価	60,187	58,350	60,824
売上総利益	85,139	83,586	89,380
販売費及び一般管理費	79,937	79,660	87,531
営業利益	5,202	2,766	1,849

営業外収益	2,956	910	734
営業外費用	2,226	2,070	1,917
経常利益	4,939	2,766	666
特別利益・損失	0	0	0
税引前当期利益	4,939	2,766	666
法人税及び住民税	594	440	440
当期利益	4,345	2,326	226

6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別

(1) 全店売上高推移（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
加盟店	260,858	266,462	273,059	268,945
直営店	92,171	83,298	88,698	92,690
全店	353,030	349,760	361,757	361,635

(2) 店舗数推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
加盟店	24	23	24	23
直営店	3	4	3	3
全店	27	27	27	27

7. 加盟者の店舗に関する事項

・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
平成25年度	1
平成26年度	0
平成27年度	0

・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約にかかる加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
平成25年度	0
平成26年度	0
平成27年度	1

・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約にかかる加盟者の店舗数及び更新されなかった契約にかかる加盟者の店舗数。

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
平成 2 5 年度	2 3	0
平成 2 6 年度	2 4	0
平成 2 7 年度	2 3	0

8. 訴訟件数

直近 5 事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数。

年度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2009 年度	0	0
2010 年度	0	0
2011 年度	0	0
2012 年度	0	0
2013 年度	0	0

第Ⅱ部フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

フランチャイズチェーン加盟契約書
商品基本売買契約書

2. 売上・収益予測についての説明

モデルケースの売上説明と既存加盟店の売上について説明します。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

①金銭の額または算定方法

加盟金として金200万円（消費税別）をお支払いいただきます。

②性質

- 1) 商標・サービスマーク等の使用权
- 2) 契約時に一時に開示するノウハウ
- 3) 開業前の研修指導・教育費用
- 4) 開業に必要な什器・備品等の企画調達費用
- 5) 開業時の宣伝企画およびその手配費用
- 6) 開業準備および開業時の指導員ならびにオープニング要員の派遣費用

③お支払いの時期

加盟申込と同時にお支払いいただきます。

④お支払いの方法

本部指定の銀行口座に振込にてお支払いいただきます。

⑤当該金銭の返還の有無

加盟金は、加盟契約締結に支障のない場合においては、いかなる事由によっても、返還されません。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

オープンアカウントは実施していません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

実施しておりません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

①加盟者に販売またはあっせんする商品の種類

- 1) 営業上必要とする機械・什器・備品および企画販促資材などのうち、本部の指定するもの。

2) 加盟店が使用する原材料、副資材関係、および広告宣伝資材などのうち、本部の指定するもの。

3) 加盟店が使用する消耗品のうち、本部が“ぼえむチェーン”の統一イメージを維持するために必要と認めて指定するもの。

②商品等の供給条件

商品ごとの発注単位が決められており、指定の発注書に記載されています。

③配送日・時間・回数に関する事項

週3回まで希望日時に宅配便で発送いたします。

④仕入先の推奨制度

牛乳などの乳製品は指定業者を推奨します。

⑤発注方法

配送希望日の、前々営業日午後1時までに本部へファックスで発注します。

⑥売買代金の決済方法

1) 本部より納入した商品については、原則として、代金引換で発送いたしますので、納品時に現金で決済していただきます。

2) 指定業者より納入した商品については、指定業者の決済条件にて決済していただきます。

⑦返品

加盟店に販売する商品は、特別な場合を除き、原則として買取とし、返品は認めていません。

⑧在庫管理等

加盟店は、商品およびメニューの品質の維持に関して細心の注意を払い、在庫管理の不行届等のために鮮度を失ったものに関して、本部はその廃棄を命ずることができます。この場合、廃棄されたものの代価は加盟店が負担します。

⑨販売方法

加盟店は、本部の指定する商品およびメニューを調理・提供あるいは陳列・販売するための設備を設けなければなりません。設備のために用いる費用は、加盟店が負担します。

⑩商品の販売価格について

本部の指定する商品およびメニューを公正な価格で販売します。

⑪許認可を要する商品の販売について。

許認可を要する商品は取り扱っておりません。

7. 経営指導に関する事項

①加盟に際しての研修等実施の有無

加盟店のオーナー・店長および従業員に対して、21日間の研修（トレーニング）を、本部および直営実習店において行います。又、それに加えて、店舗完成後に

現地にて必要に応じて現地トレーニングを行います。トレーニングは、本部長・本部スーパーバイザー・直営店店長が行いますが、本部長が認めた場合は、外部の専門家を講師あるいはトレーナーとして招く場合があります。

②加盟に際し行われる研修の内容

- ・接客について
- ・接客実習
- ・フランチャイズシステムについて
- ・店主の役割
- ・店長の職務
- ・コーヒーについて
- ・ぽえむのコーヒー
- ・調理実習
- ・店舗管理、計数管理

③加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

- 1) 必要に応じて例会を開催し、本部と加盟店との意志の疎通を図るとともに、計数管理や店舗運営に関する意見交換を行います。
- 2) スーパーバイザーが定期的に加盟店を訪問し、経営管理、販売促進等についての指導を行います。
- 3) メニュー改定時におけるメニュー講習会（無料）。
- 4) 外部の著名講師によるセミナー（無料）。
- 5) 従業員・パート・アルバイトに対する基礎講座（有料）。
- 6) 加盟店オーナーからの要請による店長・従業員に対する再教育（有料）。

8. 使用させる商標・その他の表示に関する事項

- ①当該使用させる商標、商号その他の表示
商標およびサービスマーク（商標登録済み）
登録番号 3166421, 1113534, 1874702 (poem)

The logo for 'POEM' is displayed in a bold, black, sans-serif font. The letters are thick and closely spaced, with a slightly irregular, hand-drawn appearance.

1113535, 3103985(手の図形)



3166420 (ぽえむ)

ぽえむ

②当該表示の使用についての条件

本部の許諾・指導のもとで使用するものとします。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項。

①契約期間

本契約締結の日より5年間

②契約更新の要件および手続き

契約満了の90日前に、本部・加盟店いずれか一方から書面による異議申し立てがない場合は、双方に契約更新の意志があると解し、自動的に契約は更新されます。ただし、契約内容は、最初の契約締結時と同様のものとし、契約期間は以後1年間とします。その以降も同様です。

③契約解除の条件および手続き

契約解除の条件

- 1) 加盟店が、銀行の取引停止処分・差押・仮処分・競売などの申し立てを受け、本部に対する債務の履行が困難と認められる場合。
- 2) 加盟店が、会社整理・更生・破産の申し立てを受けた場合。
- 3) 加盟店が、本部の許可なく、本契約を他に譲渡した場合。
- 4) 加盟者が死亡した場合。ただし、加盟者の法廷相続人が60日以内に契約継続の意思表示をし、本部がこれを認めた場合は、同人と新たに契約を行うものとします。
- 5) その他、契約違反が認められ、本部が催告したにもかかわらず改善されない場合。
- 6) 加盟店が、チェーンの信用を著しく損なった場合。
- 7) 加盟店から、解除の申し出があった場合。

加盟解除の手続き

加盟契約解消届けを提出していただきます。

④契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等契約の期間満了、または、契約解除の場合、加盟店は以下の義務事項を速やかに履行していただきます。

- 1) 本部から与えられた権利の行使を直ちに停止する。

- 2) 販売ならびに使用を停止された商品・原材料および資材については、販売または使用が可能なものについては本部で引き取り、他のものについては廃棄処分とする。
- 3) 本部と加盟店の債権債務については、即時精算する。
- 4) 加盟店が本部より貸与を受けているものについては、即時精算する。
- 5) 加盟店が解約後も同種の営業を営もうとする場合は、最低で6ヶ月間同種の営業を中止し、当該フランチャイズチェーンの加盟店であることを、善意の第三者に誤認混同させないようにしなければならない。
- 6) 本部の占有する商標および商号の使用を直ちに停止し、看板・壁面などを加盟店の費用負担で撤去する。
- 7) 本部の占有する商標および商号の入った什器・食器・消耗品などは、その使用を停止していただきます。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

①お支払いいただく金銭の額または算定方法

ロイヤリティ

算定方法：売上の3%

(飲食売上(税抜)のみを対象とし、売店売上は除外して算定します。)

(※ただし、8万円を上限、3万円を下限とします。)

②金銭の性質

- (a) 商標・サービスマーク等の使用料
- (b) ノウハウの使用料
- (c) 各種マニュアルの使用料
- (d) 継続的に行う指導教育に要する費用
- (e) 業界内外の情報収集および伝達に要する費用
- (f) その他

③支払時期

指定の用紙により、加盟店より提出された売上報告書をもとに支払額を算定し、原則的に、毎月末日締切請求、翌月10日までに決済していただきます。

④支払方法

本部預金口座に振込にて決済。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

標準店舗の営業時間等

営業時間：9:00～21:00

営業日、休業日：週1日定休

12. テリトリー権の有無

無

13. 競業禁止義務の有無

無

14. 守秘義務の有無

有

加盟店は、本部から知りえた経営ノウハウおよび情報の一切を絶対に他に漏らしてはならない。

加盟店は、本部より貸与されたテキストおよびその他の資料について、他に貸与または複写せしめてはならない。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

加盟店は、店舗の内外装・設備・家具・ディスプレイ・看板・什器・備品・装飾品・ユニホーム・メニューブック・マッチ等総てのデザイン、およびショウウィンドウ・売場・客席・調理場等、店舗の内外等のレイアウトに関して、本部の指示通りに行わなければならない。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

本部は、商号・商標・サービスマーク等営業のシンボルおよび経営ノウハウに関する権利を侵害されるときは、賠償として侵害された期間に36ヶ月を加えた分のロイヤリティに相当する金額の他に侵害に相当する損害金を要求します。

17. 事業活動上の損失に対する保証の有無内容等

無

後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁数	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	2			
ぽえむチェーンへ加盟を希望される方へ	3			
第1部 日珈販とぽえむフランチャイズについて 1.わが社の経営理念	6			
2.本部の概要社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称および事業の種類・所属団体・沿革等	7~8			
3.会社組織図	9			
4.役員一覧	10			
5.直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	10~11			
6.売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	11			
7.加盟者の店舗に関する事項	11			
・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数	11			
・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数	11			
・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数および更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	12			
8.訴訟件数	12			
第2部 フランチャイズ契約の要点				
1.契約の名称等	13			
2.売上・収益予測についての説明	13			
3.加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項	13			
・金銭の額または算定方法 ・性質	13			
・お支払いいただく時期 ・お支払いいただく方法・当該金銭の返還の有無及び条件	13			
4.オープンアカウント等の送金	13			
5.オープンアカウント等の与信利率	13			
6.加盟者に対する商品の販売条件に関する事項	13			
・加盟者に販売又はあっせんする商品の種類 ・商品等の供給条件	13~14			
・配送日・時間・回数に関する事項 ・仕入先の推奨制度	14			
・発送方法・売買代金の決済方法 ・返品	14			
・在庫管理等 ・販売方法	14			
・商品の販売価格について ・許認可を要する商品の販売について	14			
7.経営指導に関する事項	14~15			
8.使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	15~16			

9.契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項	16~17			
10 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項	17			
・金銭の額又は算定方法 ・その他の徴収する金銭があれば記入	18			
11.店舗の営業時間・営業日・定休日	18			
12.テリトリー権の有無	18			
13.競業禁止義務の有無	18			
14.守秘義務の有無	18			
15.店舗の構造と内外装についての特別義務	18			
16.契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	18			
17.事業活動上の損失に対する保証の有無内容等	19			
後記 1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書				
後記 2.「フランチャイズ契約はよく理解して」中小企業庁				
後記 3.中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則				
後記 4.フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について				

年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者 _____ の理解をいただきました。

説明者 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ 印